

令和6年度介護保険事業者  
集団指導資料

# 令和6年度運営指導における 主な指摘事項について

那須塩原市 高齢福祉課 介護管理係

# 令和6年度運営指導について

- ・ 令和6年度は合計 **26事業所** に対し指導を実施し、口頭指導を **89件**、文書指導を **4件** 行いました。
- ・ 令和6年度の運営指導において、介護報酬の返還が発生するような重大な基準違反は確認できませんでした。
- ・ 本資料では、令和6年度の運営指導を踏まえ、**指摘が多かった事項と、御注意いただきたい運営基準や加算の要件**について抜粋して記載します。
- ・ 事業所様におかれましては、内容を御確認いただき、日々のサービス提供で基準違反等が発生していないか御確認をお願いします。
- ・ 指摘事項の全ては、別資料「令和6年度運営指導指摘事項一覧」に記載してありますので、御確認ください。
- ・ 日々の業務において、運営基準や各種加算の要件について疑義が発生した場合は、**高齢福祉課介護管理係まで御相談をお願いします。**

# 令和6年度の運営指導の実施件数及びサービス内訳

令和6年度の運営指導実施件数⇒ **26事業所** ※延べ事業所数

次のスライドでは、指摘が多かった事項と、御注意いただきたい基準や加算の要件について抜粋して記載しますので、御確認いただき、運営に御活用ください。

## サービス内訳

### 居宅介護支援

**5事業所**

指摘数：24事項

地域密着型通所介護  
認知症対応型通所介護

**3事業所**

指摘数：23事項

小規模多機能型  
居宅介護

**5事業所**

指摘数：12事項

認知症対応型  
共同生活介護

**8事業所**

指摘数：26事項

定期巡回・随時対応  
型訪問介護看護

**1事業所**

指摘数：2事項

地域密着型介護老人  
福祉施設入所者生活介護

**4事業所**

指摘数：17事項

# 全サービス共通の主な指摘事項①

## 運営規程

事業所に運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。

### POINT

- ・ 基準において、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされていますが、掲示されていない事業所が散見されました。必ず掲示するようお願いします。
- ・ 掲示に当たっては、利用者等が手に取って確認できる場所に、ファイル等でまとめて備え置く形でも問題ありません。

※令和7年4月1日から原則として重要事項をウェブサイトに掲載する必要がありますので、必ず御対応をお願いします。

## 全サービス共通の主な指摘事項②

### 重要事項説明書

- ・重要事項説明書について、記載内容に誤りがあった。
- ・重要事項の変更に係る同意を取った記録が確認できなかった。

#### **POINT**

- ・重要事項説明書の記載内容(単価等)に誤りがある事業所が散見されました。利用者に対し、誤った内容で説明することがないように、改めて記載内容を見直すようお願いします。
- ・重要事項を変更した際は、必ず利用者に対し変更内容を通知等で再度説明し、同意を取る等の対応をお願いします。

※報酬改定があった際は、報酬及び加算の単価が変更となることがあるので、必ず重要事項説明書等の記載内容を確認し、内容が誤ったものにならないよう修正をお願いします。

# ①居宅介護支援の注意事項

以下の加算の要件について、注意が必要ですので、御確認ください

## 特定事業所加算

### 【特に注意が必要な算定要件】（一部抜粋）

- ・ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ・ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

### 👉 POINT

- ・ 運営指導において、事例検討会又は研修などの記録を確認させていただきますので、特定事業所加算を取得されている事業所様におかれましては、必ず事例検討会又は研修に参加したことが分かる記録を残すようお願いいたします。
- ・ 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画について、運営指導実施時に提示を求めますので、必ず作成するようお願いいたします。また、「必要でない」と判断する場合は、必ず根拠を提示してください。
- ・ 要件を満たさず算定していた場合、加算分の介護報酬の返還となる場合もありますので、御注意ください。掲載したものの以外にも複数の算定要件がありますので、必ず管理をお願いいたします。

## ②地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の注意事項

以下の加算の要件について、注意が必要です。御確認ください

### 入浴介助加算(Ⅰ)

#### 【特に注意が必要な算定要件】(一部抜粋)

- ・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

#### 【解釈通知抜粋】

- ・入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとする。
- ・地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

### POINT

- ・令和6年4月の報酬改定で、入浴介助加算(Ⅰ)の算定要件に研修の実施が追加されました。
- ・運営指導の際に、研修の実施の有無を確認させていただきますので、必ず研修を実施した記録を残すようお願いいたします。
- ・入浴介助加算は、入浴を実施しなかった場合は算定できませんので、必ず利用者個人のサービス提供記録等で入浴の実績を管理し、適切な回数を算定するようお願いいたします。
- ・運営指導では、入浴の提供実績と国保連への請求状況に差異がないか確認させていただきますので、記録の管理をお願いいたします。

### ③(看護)小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の注意事項

以下の加算の要件について、注意が必要です。御確認ください

#### サービス提供体制強化加算

【特に注意が必要な要件】(小規模多機能型居宅介護の要件を一部抜粋) ※看多機・定期巡回も同様

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

【解釈通知抜粋】(研修について) ※看多機・定期巡回も同様

- ・小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

#### POINT

- ・サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定する必要があります。
- ・当該加算を算定している場合、運営指導時に、従業者ごとの研修計画の作成状況と研修の実施状況を確認しますので、必ず計画を作成し、研修を実施するようお願いします。
- ・加算の算定に当たっては他にも要件がありますので、算定する際は各要件を満たすか確認するようお願いします。

## ④認知症対応型共同生活介護の注意事項

以下の基準について、注意が必要です。御確認ください

### 協力医療機関に関する基準

#### 【特に注意が必要な基準】(一部抜粋)

##### 協力医療機関との連携

- ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならぬ。

#### POINT

- ・ 令和6年4月の報酬改定において、協力医療機関との連携に関する基準に改定がありました。
- ・ 令和6年度は改定した初年度であったことから、運営指導実施時に協議を実施できていない事業所が多数確認されました。
- ・ 今後も毎年1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認し、市に対して所定の様式で届け出る必要がありますので、忘れないよう御対応をお願いします。

※協議内容の届出の提出が確認できない事業所に対しては、随時状況確認の御連絡をさせていただく場合があります。

## ⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注意事項

以下の基準について、注意が必要ですので、御確認ください

### 口腔衛生の管理に関する基準

#### 【特に注意が必要な基準】

- ・指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

#### 【解釈通知抜粋】

- ①当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ②当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ③①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。  
イ 助言を行った歯科医師    ロ 歯科医師からの助言の要点    ハ 具体的方策    ニ 当該施設における実施目標  
ホ 留意事項・特記事項
- ④医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は③の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。

#### 📌 POINT

- ・口腔衛生の管理については、令和6年3月31日までは経過措置事項でしたが、4月1日からは義務となっています。
- ・令和6年度は改定した初年度であったこともあり、運営指導実施時にまだ対応できていない事業所がありました。
- ・運営指導にて実施状況を確認させていただきますので、必ず計画等の根拠資料を揃えておくようお願いします。

# 最後に

運営指導における主な指摘事項と、御注意いただきたい基準・加算の要件は以上です。

各種資料を御確認いただき、適切な施設運営をよろしくお願いします。

運営指導についても、引き続き御協力をお願いします。

